

第二回

参第八号

鉄道軌道の通水構造に関する法律（案）

第一条 鉄道又は軌道の工事の施行者は、鉄道若しくは軌道又はその橋梁（以下橋梁という。）の新設又は改築をなす場合において、水害の防止上、この法律の定める構造によらなければならない。

第二条 橋梁の桁の最下部と、記録に表われた又は予想せられる洪水の場合の最高水位との間には、最小限度の空間を保有しなければならない。

2 前項の規定による最小限度の空間を保有するため、橋梁の構造は、洪水量を流過させるに適するものとし、これにより難しい場合には、溝渠その他適当な通水路を設けなければならない。

第三条 前条の規定による構造の橋梁を設けることが困難で、洪水時の過度の水圧により鉄道又は軌道が損壊されるおそれがある場合には、その水量を流過させるに相当する溝渠その他適当な通水路を鉄道又は軌道に設けなければならない。

第四条 やむを得ない理由があるときは、鉄道又は軌道に関する監督行政庁の許可を受けて、鉄道又は軌道の保護及び災害の増大の防止上必要な措置を講じて前二条の規定によらないことができる。

2 前項の外監督行政庁はこの法律の目的を達成するについての職責を有する。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行の際、既に鉄道若しくは軌道又は橋梁の新設又は改築の工事に着手したもののについてもこの法律を適用する。

理 由

鉄道軌道又はその橋梁の新設又は改築をなす場合における構造について、水害の防止に万全を期する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。